

○ 経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">経営体育成促進事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号 最終改正 <u>令和 3 年 3 月 31 日付け 2 農振第 3700 号</u></p> <p>第 1～第 3 [略] 第 4 実施対象地区 経営体育成促進事業は、次に掲げる事項の全てに該当する地区を対象に実施する。 (1) ア [略] イ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に規定する<u>畑地帯総合整備事業</u>のうち、農村振興局長が別に定めるもの ウ～オ [略] (2)・(3) [略]</p> <p>第 5～第 7 [略] 第 8 要件未達成の場合の措置 1～4 [略] 5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 31 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）<u>別紙 1</u>の第 8 の 5 に規定する通知を受けた場合は、第 3 の 1 の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。</p> <p>第 9・第 10 [略]</p> <p>(別記様式 1) [略] (別記様式 2) 担い手育成農地集積資金利子補給契約申込書 番 号 月 年 日 農林水産大臣 殿 株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁</p>	<p style="text-align: center;">経営体育成促進事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号 最終改正 <u>平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1963 号</u></p> <p>第 1～第 3 [略] 第 4 実施対象地区 経営体育成促進事業は、次に掲げる事項の全てに該当する地区を対象に実施する。 (1) ア [略] イ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に規定する<u>特別型</u>のうち、農村振興局長が別に定めるもの ウ～オ [略] (2)・(3) [略]</p> <p>第 5～第 7 [略] 第 8 要件未達成の場合の措置 1～4 [略] 5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 31 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）<u>別紙 1-1</u>の第 8 の 5 に規定する通知を受けた場合は、第 3 の 1 の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。</p> <p>第 9・第 10 [略]</p> <p>(別記様式 1) [略] (別記様式 2) 担い手育成農地集積資金利子補給契約申込書 番 号 月 年 日 農林水産大臣 殿 2 株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 印</p>

経営体育成促進事業実施要綱第7の2の規定に基づき、 年度において当公庫が貸し付ける担い手育成農地集積資金に係る利子補給契約を締結したいので、担い手育成農地集積資金利子補給契約書2部を添えて申し込みます。

担い手育成農地集積資金利子補給契約書

政府は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に対し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の9及び同法附則第8項の規定に基づき、公庫が 年度において貸し付ける経営体育成促進事業実施要綱第2の担い手育成農地集積資金について、下記により、利子補給金を支給する。

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 印

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 印

記

- 1 政府の利子補給に係る担い手育成農地集積資金の 年度における限度額は、 円とする。
- 2 1の貸付けに係る利子補給金の 年度以降27年度間における総額は、 円を限度とする。
ただし、 年 月 日から 年 月 日までの期間における貸付けにつき、 年度において支給する利子補給金の限度額は、 円とする。
- 3 [略]

別添 担い手育成農地集積資金利子補給契約約款

第1条～第4条 [略]

第5条 公庫は、利子補給金の支払を受けようとするときは、別紙様式第1による利子補給金支払請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、利子補給金を支払うものとする。

第6条・第7条 [略]

第8条 公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る融資事業が完了したときは、当該事業の完了後遅滞なく、別紙様式第5による実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 公庫は、国の一会計年度における利子補給金の支給に係る期間における融

経営体育成促進事業実施要綱第7の2の規定に基づき、令和年度において当公庫が貸し付ける担い手育成農地集積資金に係る利子補給契約を締結したいので、担い手育成農地集積資金利子補給契約書2部を添えて申し込みます。

担い手育成農地集積資金利子補給契約書

政府は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に対し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の9及び同法附則第8項の規定に基づき、公庫が令和年度において貸し付ける経営体育成促進事業実施要綱第2の担い手育成農地集積資金について、下記により、利子補給金を支給する。

令和年 月 日

農 林 水 産 大 臣 印

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 印

記

- 1 政府の利子補給に係る担い手育成農地集積資金の令和年度における限度額は、 円とする。
- 2 1の貸付けに係る利子補給金の令和年度以降27年度間における総額は、 円を限度とする。
ただし、令和年 月 日から令和年 月 日までの期間における貸付けにつき、令和年度において支給する利子補給金の限度額は、 円とする。
- 3 [略]

別添 担い手育成農地集積資金利子補給契約約款

第1条～第4条 [略]

第5条 公庫は、利子補給金の支払を受けようとするときは、別紙様式第1による利子補給金支払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、利子補給金を支払うものとする。

第6条・第7条 [略]

第8条 公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る融資事業が完了したときは、当該事業の完了後遅滞なく、別紙様式第5による実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 公庫は、国の一会計年度における利子補給金の支給に係る期間における融

資事業が完了したときは、当該年度の翌年度の5月末日までに別紙様式第6による会計年度実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第9条 [略]

別紙様式 第1

年度担い手育成農地集積資金利子補給金交付申請書（兼支払請求書）
（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、
年 月 日から 年 月 日までの支給期間に係る担い手育成農地集積資金の
利子補給金 円 の交付を申請する。

なお、併せて利子補給金 円 の支払を請求する。

記

1 年度担い手育成農地集積資金利子補給金 円

2 担い手育成農地集積資金利子補給金計算書

別紙のとおり

（別紙）担い手育成農地集積資金利子補給金計算書
（支給期間・ 年 月 日～ 年 月 日）

[略]

別紙様式 第2

担い手育成農地集積資金貸付実行報告書
（ 年度）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

1 [略]

資事業が完了したときは、当該年度の翌年度の5月末日までに別紙様式第6による会計年度実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第9条 [略]

別紙様式 第1

令和 年度担い手育成農地集積資金利子補給金交付申請書（兼支払請求書）
（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

印

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、令和
和 年 月 日から 令和 年 月 日までの支給期間に係る担い手育成農地集積資金の
利子補給金 円 の交付を申請する。

なお、併せて利子補給金 円 の支払を請求する。

記

1 令和 年度担い手育成農地集積資金利子補給金 円

2 担い手育成農地集積資金利子補給金計算書

別紙のとおり

（別紙）担い手育成農地集積資金利子補給金計算書
（支給期間・令和 年 月 日～ 年 月 日）

[略]

別紙様式 第2

担い手育成農地集積資金貸付実行報告書
（令和 年度）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

印

1 [略]

2 利子補給見込額

年 度	利子補給率別の利子補給金				年度合計
	%	%	%	%	
	円	円	円	円	円
年度 当該年度					
年度 2年度目					
年度 3年度目					
年度 4年度目					
年度 5年度目					
年度 6年度目					
年度 7年度目					
年度 8年度目					
年度 9年度目					
年度 10年度目					
年度 11年度目					
年度 12年度目					
年度 13年度目					
年度 14年度目					
年度 15年度目					
年度 16年度目					
年度 17年度目					
年度 18年度目					
年度 19年度目					
年度 20年度目					
年度 21年度目					
年度 22年度目					
年度 23年度目					
年度 24年度目					
年度 25年度目					
年度 26年度目					
年度 27年度目					
合 計					

注：本報告書作成の基礎となる個々の借受者データを、(別紙)「貸付実行報告明細書」を参考に作成し、必要に応じて提出すること。

別紙様式 第3

担い手育成農地集積資金貸付条件変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

[略]

別紙様式 第4

担い手育成農地集積資金回収状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第7条の規定に基づき、
年度の回収状況を下記のとおり報告する。 年

2 利子補給見込額

年 度	利子補給率別の利子補給金				年度合計
	%	%	%	%	
	円	円	円	円	円
平成 年度 当該年度					
平成 年度 2年度目					
平成 年度 3年度目					
平成 年度 4年度目					
平成 年度 5年度目					
平成 年度 6年度目					
平成 年度 7年度目					
平成 年度 8年度目					
平成 年度 9年度目					
平成 年度 10年度目					
平成 年度 11年度目					
平成 年度 12年度目					
平成 年度 13年度目					
平成 年度 14年度目					
平成 年度 15年度目					
平成 年度 16年度目					
平成 年度 17年度目					
平成 年度 18年度目					
平成 年度 19年度目					
平成 年度 20年度目					
平成 年度 21年度目					
平成 年度 22年度目					
平成 年度 23年度目					
平成 年度 24年度目					
平成 年度 25年度目					
平成 年度 26年度目					
平成 年度 27年度目					
合 計					

注：本報告書作成の基礎となる個々の借受者データを、(別紙)「貸付実行報告明細書」を参考に作成し、必要に応じて提出すること。

別紙様式 第3

担い手育成農地集積資金貸付条件変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

[略]

別紙様式 第4

担い手育成農地集積資金回収状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第7条の規定に基づき、
年度の回収状況を下記のとおり報告する。 令和

<p>[略]</p> <p>別紙様式 第5</p> <p style="text-align: center;">担い手育成農地集積資金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁</p> <p>年度に契約した担い手育成農地集積資金の融資事業が完了したので担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第8条第1項の規定により別紙のとおり報告する。</p> <p>[略]</p> <p>別紙様式 第6</p> <p style="text-align: center;">担い手育成農地集積資金会計年度実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁</p> <p>年度に係る担い手育成農地集積資金の融資事業が終了したので、担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。</p> <p>(別紙) 年度担い手育成農地集積資金の融資事業実績 (期間 年4月1日～ 年3月31日)</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>別紙様式 第5</p> <p style="text-align: center;">担い手育成農地集積資金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 印</p> <p>令和 年度に契約した担い手育成農地集積資金の融資事業が完了したので担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第8条第1項の規定により別紙のとおり報告する。</p> <p>[略]</p> <p>別紙様式 第6</p> <p style="text-align: center;">担い手育成農地集積資金会計年度実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 印</p> <p>令和 年度に係る担い手育成農地集積資金の融資事業が終了したので、担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。</p> <p>(別紙) 令和 年度担い手育成農地集積資金の融資事業実績 (期間 令和 年4月1日～令和 年3月31日)</p> <p>[略]</p>
---	---

附 則 (令和3年3月31日付け2農振第3700号)

- この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。